

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(
当該休日は、その翌日
に当たる)
の定め

期検査を実施するので、同法第二十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成8年4月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
米子市及び倉吉市	平成八年六月四日から 平成九年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

- | 目次 |
|--|
| <p>◇告示 特定計量器の定期検査の実施(商政課)</p> <p>土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)</p> <p>土地改良区連合の定款の変更の認可(〃)</p> <p>県営土地改良事業計画の決定(二件)(〃)</p> <p>国土改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)</p> <p>国土調査の成果の認証(〃)</p> <p>基本測量の実施(管理課)</p> <p>開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)</p> <p>遊技機の型式の検定(生活安全企画課)</p> <p>◇正誤 平成八年四月二十二日付鳥取県告示第二百九十八号中訂正</p> |

告示

鳥取県告示第三百二十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定め

〃	〃	〃	〃	〃	米子市	実施区域
平成八年四月十二日	平成八年六月十一日	平成八年六月六日	平成八年六月五日	平成八年五月四日	平成八年四月四日	実施期間
午後三時まで	午前十時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	午前十時から午後三時まで	午後三時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	実施時間
午後三時まで	午前十時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	午前十時から午後三時まで	午後三時から午後三時まで	午前一時三十分から午後一時三十分まで	実施場所
米子市富益公民館	米子市和田公民館	米子市和田町一八二九一一	米子市大篠津公民館	米子市彦名公民館	米子市夜見公民館	実施場所
米子市富益町七八八	米子市和田町一八二九一一	米子市和田公民館	米子市大篠津町一六一九	米子市彦名町二八五〇一一	米子市夜見町一六七九一一	実施場所

米子市	平成八年	午前九時三十分から	米子市榎原一三五六一一
	六月十三日	午前十一時三十分まで	米子市尚徳公民館
	午後一時から	午後二時から	米子市蚊屋二九一一
	午後三時まで	午後三時まで	米子市巣公民館
米子市	平成八年	午前九時三十分から	米子市榎原一三五六一一
	平成八年七月	午前九時から	米子市中町八
	一日から同月三十日まで	午後二時まで	米子市立図書館
倉吉市	平成八年	午前十時から	鳥取市東町一丁目二三二〇
	七月一日	午後三時まで	鳥取県計量検定所
倉吉市	平成八年	午前十時から	倉吉市住吉町七七一一
	七月二日	午後三時まで	倉吉市勤労青年ホーム
倉吉市	平成八年	午前十時から	倉吉市大栄町大字西高尾四八三一一
	七月三日	午後三時まで	長谷川辰雄
倉吉市	平成八年	午前十時から	杉谷正幸
	七月四日	午後三時まで	池本昭
倉吉市	平成八年	午前十時から	藤井定明
	七月五日	午後三時まで	森田勇
倉吉市	平成八年	午前十時から	大口正人
	七月十二日	午前九時から	村岡永久
鳥取市	平成八年八月一日から同月三十日まで	午前九時から	村岡徹雄
鳥取県	平成八年八月一日から同月三十日まで	午後四時まで	村岡正孝
鳥取市	平成八年八月一日から同月三十日まで	午前九時から	長谷川正孝
鳥取県	平成八年八月一日から同月三十日まで	午後四時まで	東伯郡大栄町大字東高尾四三五一一
鳥取市	平成八年八月一日から同月三十日まで	午前九時から	東伯郡大栄町大字東高尾四二九
鳥取県	平成八年八月一日から同月三十日まで	午後四時まで	東伯郡大栄町大字東高尾四六七
鳥取市	平成八年八月一日から同月三十日まで	午前九時から	東伯郡大栄町大字東高尾四六〇
鳥取県	平成八年八月一日から同月三十日まで	午後四時まで	東伯郡大栄町大字西高尾四六二

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり高尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

村岡美喜雄 東伯郡大栄町大字東高尾五三八

杉谷正幸 東伯郡大栄町大字西高尾四八三一一

長谷川辰雄 東伯郡大栄町大字西高尾一六二

池本昭 東伯郡大栄町大字東高尾五〇八

藤井定明 東伯郡大栄町大字上種二一三

森田勇 東伯郡大栄町大字東高尾四二九

大口正人 東伯郡大栄町大字東高尾四六七

村岡永久 東伯郡大栄町大字東高尾三三五一一

村岡徹雄 東伯郡大栄町大字西高尾四六〇

平成八年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 村岡永久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九

長谷川俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

杉本健治 東伯郡大栄町大字西高尾四六二

村岡弘昭 東伯郡大栄町大字東高尾四五三

ク	村岡	美喜雄	東伯郡大栄町大字東高尾五三八
ク	藤井	定明	東伯郡大栄町大字上種二二三
ク	長谷川	久	東伯郡大栄町大字西高尾四八九
ク	村岡	久夫	東伯郡大栄町大字東高尾四六四
ク	長谷川	清二	東伯郡大栄町大字西高尾一六二
ク	大口	正人	東伯郡大栄町大字東高尾四六七
ク	監事	長谷川	東伯郡大栄町大字西高尾四六〇
ク	村岡	徹雄	東伯郡大栄町大字東高尾三三五一
平成八年四月一日就任	任期四年		

鳥取県告示三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

ク	理事	岡本	肇	東伯郡東郷町大字門田三七六
ク	足立	春人	東伯郡東郷町大字長和田五五一一六	
ク	前田	泰徳	東伯郡東郷町大字方地九九〇	
ク	神波	勝人	東伯郡東郷町大字長和田五八三	
ク	河	本	東伯郡東郷町大字漆原一一九	
ク	志	田	東伯郡東郷町大字引地四三五一一	
ク	竹	春	東伯郡東郷町大字小鹿谷一六	
ク	市	海	東伯郡東郷町大字佐美二四六	
内	剛	剛	東伯郡東郷町大字佐美二四六	

退任した役員の氏名及び住所

ク	理事	足立	春人	東伯郡東郷町大字長和田五五一一六
ク	足立	春人	東伯郡東郷町大字長和田五五一一六	
ク	前田	泰徳	東伯郡東郷町大字方地九九〇	
ク	神波	勝人	東伯郡東郷町大字長和田五八三	
ク	河	本	東伯郡東郷町大字漆原一一九	
ク	志	田	東伯郡東郷町大字引地四三五一一	
ク	竹	内	東伯郡東郷町大字佐美二四六	
ク	市	海	東伯郡東郷町大字小鹿谷一六	
内	剛	剛	東伯郡東郷町大字佐美二四六	

就任した役員の氏名及び住所

ク	理事	足立	春人	東伯郡東郷町大字長和田五五一一六
ク	足立	春人	東伯郡東郷町大字長和田五五一一六	
ク	前田	泰徳	東伯郡東郷町大字方地九九〇	
ク	神波	勝人	東伯郡東郷町大字長和田五八三	
ク	河	本	東伯郡東郷町大字漆原一一九	
ク	志	田	東伯郡東郷町大字引地四三五一一	
ク	竹	内	東伯郡東郷町大字佐美二四六	
ク	市	海	東伯郡東郷町大字小鹿谷一六	
内	剛	剛	東伯郡東郷町大字佐美二四六	

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

ク 森田 弘毅 東伯郡東郷町大字川上七四五
 ク 土井 俊勝 東伯郡東郷町大字野方一八七
 ク 福井 俊夫 東伯郡東郷町大字白石六一七
 ク 池口 裕 東伯郡東郷町大字北福九三
 ク 前田 正恭 東伯郡東郷町大字門田三四五
 ク 長谷川 誠一 東伯郡東郷町大字野花四七五
 ク 山田 昭海 東伯郡東郷町大字藤津八二九
 平成八年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定に基づき、東伯地区土地改良区連合の定款の変更を平成八年四月二十日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業天神池地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
 - 平成八年五月一日から二十日間
- 四 縦覧に供する場所
 - 岩美町役場
- 四 異議の申立て
 - 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二十七号

赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業平田ヶ平地区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（GPS観測局設置）
二 作業期間 平成八年四月二十五日から平成九年三月十九日まで
三 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡八東町

鳥取県告示第三百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
三朝町	平成六年度及び平成七年度	三朝町（大字本泉の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字本泉の一部	平成八年四月三十日

平成八年二月一十九日 鳥取県指令鳥土維第十四百三十一号
 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鳥取市岩吉字西上美田及び字富地田並びに湖山町東五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五一

株式会社 湖東商事

代表取締役 森本 和夫

鳥取県告示第三百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百四十九号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

務

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第二項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 囪 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月十六日 鳥取県指令米土維第二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字御建及び字離池沖山中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九一一

株式会社 シヨーホク

代表取締役 松谷 佳興

申請者	氏名又は名称	株式会社 尚球社
住 所	三重県松阪市中万町鐘突2185-2	
法人にあってはその代表者	宮田 龍一	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名
回胴式遊技機	規則第6条第2号	アドベンチャー
	株式会社	尚球社
	640044	平成8年4月30日から3年間

平成八年四月二十三日付鳥取県告示第二百九十八号（身体障害者福祉法による医師の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

四 上	三 段	行	誤	正
後ろから二	赤星新二郎	赤星進二郎		
後ろから五	消化器科			

正 誤